

令和2年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和2年6月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 11人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	_____	町 民 課 長	_____
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 30 号 松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 2 議案第 31 号 松田町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 32 号 松田町公園条例等の一部を改正する条例

- 日程第 4 議案第 33 号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 同意第 3 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 4 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 11 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 12 同意第 10 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 13 報告第 1 号 令和元年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 14 報告第 2 号 令和元年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 15 報告第 3 号 令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 34 号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 16 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 17 委員会の閉会中の継続審査申出書

## 6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。松田町議会定例会本会議最終日を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

この定例会では、町新型コロナウイルス感染症対策本部からの町の基本方針により、37.5度以上の方は役場庁舎に入れないことになっており、また、傍聴席は離隔2メートル以上を確保するため、5席としております。また、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるよう、マイクなどを活用して大きな声で発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案

に対する説明は今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして、換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞、町民の不安感の増大など、影響を考慮して、町長から委任を受けた課長職の出席については、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。なお、クールビズ期間中であります。適宜、各自の判断で上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。今会期中に平野由里子君ほか11人から発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。地方自治法112条第2項に規定する賛成者を得られております。提出されました発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、追加日程第1発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とすることに決定しました。お手元の議事日程第15の報告第3号の次に、追加日程第1として追加をお願いします。

事務局は、発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を配付してください。

(資料配付)

議 長 日程第1「議案第30号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さんおはようございます。定例会2日目、よろしく願い申し上げます。  
議案第30号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。本件については担当課長の細部説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第30号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。  
令和2年6月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案をしますのでございます。よろしく申し上げます。

議長 町長の提案説明が終わりました。本件については担当課長の細部説明を省略し、質疑に…。

6番井上 担当課長の説明を省略する意味を再度お願いしたいんですけど。

議長 これはですね、新型コロナウイルスの対応として時間短縮に努めると、そういう前提のもとに、配付資料で理解が得られるようなものは説明がなく、直ちに質疑に入ると。議会の5日前に各議員には資料を添付して配付してありますので、それでもって理解していただきたいということです。それで説明の部分を省かせていただきます。よろしいですか。

6番井上 趣旨は分かりますけれども、ただ、これは条例をですね、改正をする上で町長の提案説明だけであると。内容の説明というのは、やはり執行者側にですね、そういう説明責任というのがあるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

議長 それでは、異議ありということで、細部説明を求めるということでよろしいですか。（「お願いします」の声あり）

それでは、担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは説明をさせていただきます。議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

それでは1枚おめくりください。松田町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。この条例の一部改正でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴うもので、消費税増税に伴う低所得者の軽減の強化でございます。

改正の主な内容につきましては、介護保険料所得段階の第1段階から第3段階までの低所得者区分について、条例中の標準とする保険料率を国が示す保険

料率まで引き下げること、保険料負担の軽減強化を図るものでございます。

それでは、参考資料1、新旧対照表で説明をさせていただきます。1枚おめくりください。第9条保険料率でございます。第9条第2項の年号の箇所でございますが、昨年も同様の改正を行っておりますので、2年間分を昨年指定しておりましたが、それを削り、令和2年度に改め、その下、第1号以下において、保険料の軽減額を基準額に乗ずる割合及び保険料に改めます。具体的には、前項第1号に該当する者、いわゆる第1段階を現行の100分の37.5、2万2,950円を100分の30、1万8,360円に改め、第2号、前項第2号に該当する者、いわゆる第2段階を現行の100分の62.5、3万8,250円を100分の50、3万600円に改め、第3号、前項第3号に該当する者、いわゆる第3段階を現行の100分の72.5、4万4,370円を100分の70、4万2,840円に改めるものでございます。

改正本文、2枚目へお戻りください。附則でございます。附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の第9条第2項の規定は令和2年4月1日から適用する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。施設の維持管理に要する財源を確保すること、並びに持続的かつ安定した施設の運営を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。本件については担当課長の細部説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

町 長 いいんじゃないの。もう。

議 長 細部説明を求める異議がありましたので、担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第32号でございます。松田町公園条例等の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、提案理由に基づきまして、西平畑公園及び園内に所在します3つの施設の設置管理条例の入園料、また使用料を創設等するため、関係する4つの条例の一部改正をですね、一括で行う条例でございます。

それでは、それぞれの条例の改正内容につきまして御説明をさせていただきます。ちょっと資料が厚くなって恐縮でございますが、7枚ほどおめくりいただきまして、参考資料の1であります新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思っております。なお、巻末のほうには参考資料2ということですね、従来より御説明を差し上げてまいりました、改正内容に特化した御説明を申し上げておりますので、適宜参考としていただければ幸いです。

それでは、参考資料1の1ページ目から5ページまで、5ページ目までにつきましては、まず、松田町公園条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨は、来園者に安全に公園を利用してもらうために必要となる維持管理に要する経費を確保することを目的とし、持続的かつ安定した公園の運営を図るものでございます。

改正の内容は、大きく2つ。1つは、桜まつりで徴収してきました協力金です。これを入園料として創設をすること。もう1点は、平成8年度から据え置かせていただいておりますふるさと鉄道の乗車料、こちらの上限額のほうの改正をさせていただきたいということでございます。

恐れ入りますが、参考資料1の3ページを御覧いただけますでしょうか。ちょっとボリュームが多いので、細かくちょっと条文を読み上げるに至りませんが、まず、3ページ目にですね、入園料に関する規定を、第22条から第24条、こちらのほうで新設をさせていただきます。22条においては、特に後段です。町民及び町内のその在勤の方に関しては入園料を免除するというのを条例に明記をさせていただきます。

同じく、すみません、この改正の関係で、5ページ目をすみません、御覧ください。5ページ目につきましては、入園料、これは18歳以上は500円、6歳以上18歳未満を300円、両方上限でございますが、とさせていただき別表第1ということで新設をさせていただきました。させていただきます。

そして、2つ目の改正内容でございますが、ふるさと鉄道の使用料の改正につきましてはその下の表、別表3ということでございます。12歳以上300円としていた上限額を、18歳以上500円とし、3歳以上12歳未満200円であったものを、3歳以上18歳未満300円ということで、上限額を改めさせていただきます。それ以外、新旧対照表、複数ページにわたっておりますが、おおむね新たに条項を加えたこと等による条ずれ等が主でございますので、その先に進まさせていただきます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。こちらは6ページから9ページにかけて、松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となっております。改正の趣旨は、利用者のニーズに応じた施設の利活用を可能とするとともに、持続的かつ安定した運営に必要な収入を確保することで、自立自走が可能となる施設とするものでございます。

改正内容といたしましては、ハーブ館のレストラン及び工房を時間単位、また月単位で占用的に貸出しをすることを想定した使用料の創設でございます。

6ページ目の第8条から第11条におきましては、ただいま申し上げた占用使



用、貸出しという新たな手続を規定した使用許可ですね、使用の手続等に係る許可の規定でございます。

また、7ページ目から…7ページ目のその第12条から8ページ目の18条にかけまして、こちらについては、ただいま申し上げた使用料の徴収の規定、また、使用者におかれるその義務、賠償責任、こういった規定を加えておるものでございます。

そして、9ページ目の第20条ですね、こちらにおきましては、指定管理者制度の導入を想定した利用料金の収入に係る規定として、料金の額はあらかじめ町長の承認が必要であることを規定しております。この規定につきましては、どの条例においても同様に規定がされて、町長の承認が必要ということでございます。

そして、使用料の金額につきましては、9ページ目に別表を設けてございます。レストランにつきましては1時間1万円、1か月であれば14万円、工房は1時間2,000円、1か月であれば3万円、これを上限として規定をさせていただいております。先ほどと同じように、それ以外の部分に関しましては条ずれ等の内容ですので、その先に行かせていただきます。

それでは続きまして、10ページ目を御覧ください。こちら、13ページ目にかけて、松田町西平畑公園管理交流施設、いわゆる子どもの館の関係でございますが、の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となっております。

改正の趣旨につきましては、子どもの館の魅力を生かした多種多様な事業への利活用を図り、施設の維持管理等に要する財源の一部を確保することを目的とし、持続的かつ安定した施設の運営を図るものでございます。

改正の内容はこちらも大きく2点でございます。1つは、今後指定管理者制度の導入を念頭に、同館で開催するイベントにおける入館料の創設。2つ目といたしましては、現在の占用使用料が比較的安い状況でございますということから、1つ目の改正と同様に、指定管理者制度の導入が念頭ではございますが、こちら上限額を改めさせていただくものでございます。

参考資料1の10ページ目でございますが、入館料に関する規定、こちらは第

6条から第8条で新設をしてございます。また、ちょっとこちらについてはですね、条例上の明記はございませんが、規則等におきまして、町民の方については原則入館料の免除ということを予定しておるものでございます。

恐れ入りますが、13ページ目を御覧いただけますでしょうか。入館料に関してでございます。18歳以上500円、6歳以上18歳未満300円を上限とする別表第1を新設してございます。

そしてですね、2つ目の改正内容でございます。子どもの館の占用使用料の改正につきましては、その下の表、別表第2におきまして、1階1時間1万円、2階においては同3,000円、全館となった場合は合算の額ということで、上限額を同じように改めてございます。こちらの改正につきましては、改正の幅が大きいことでございます。ただ、運用につきましては、何度も申し上げて恐縮ですが、指定管理者制度の導入が前提となる。例えば、また、使用される内容、例えばコンサートなどですね、相応の参加費を徴収するイベントなどが想定されるものでございます。それ以外は先ほどと同様なので、その先に行かせていただきます。

最後に、4つ目の条例でございます。14ページ目をお開きください。こちらにつきましては、17ページ目までにかけて、松田町自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例となっております。

改正の趣旨でございます。自然館の特色である森林や自然を生かした多種多様な事業への利活用を図り、施設の維持管理等に要する財源の一部を確保することを目的とし、持続的かつ安定した施設の運営を図るものでございます。こちら改正内容は大きく2点でございます。今後指定管理者制度の導入を念頭に、同館で開催するイベントにおける入館料、また占用の使用料を創設してございます。考え方につきましては、子どもの館と少し類似する部分がございますので、ありますが、こちら、自然館の条例につきましては、使用料等を頂く規定がなかったことから、両方とも新設ということでございます。

14ページ目におきまして、入館料に関する規定を第6条から第8条で新設してございます。こちら条例上の…失礼。すみません。条例上で明記をしてございませんが、規則におきまして、町民の方につきましては原則入館料の免

除を予定しておるものでございます。

同じく16ページ目を御覧願います。入館料につきましては、別表のほうですね、18歳以上500円、6歳以上18歳未満300円を上限とする別表第1を新設してございます。金額は子どもの館と一緒にです。

そして2つ目の改正内容でございます自然館の占用使用料の改正につきましては、14ページ目から15ページ目にかけて使用料の徴収に係る規定を、また、16ページ目から17ページ目にかけて、別表第2ですね、こちらにおいて観察室1時間1万円を上限と定めてございます。こちらにつきましても、子どもの館同様ですね、指定管理者制度の導入が前提と想定しているところでございます。

改正条例の説明は以上となるんですが、恐れ入ります、議案の最終ページであります11ページ目を御覧いただけますか。附則でございます。施行期日は公布の日とさせていただきます。ただ、この改正につきましては様々な影響が想定されますことから、そういったことを念頭にですね、しっかりと周知期間が必要であるというふうにも考えております。実施に当たってはしっかりと周知期間を設けて実施ということで考えてございます。

以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。不慣れな説明で恐縮ですが、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
11番 寺 嶋 まず最初にですね、改正の趣旨ということで、公園の必要なくなる維持管理に関する財源の確保を目的とするということなんですけども、この公園、公園と3つの施設に関しまして、全体で収入の見込み、それから支出の見込みということで、公園全体維持管理費、あるいは指定管理費の委託料、それから一般財源投入なんですけど、こういうことでの財政推計、年間単位とか月単位とか、そういうのが出てましたらお示しをしていただきたいと思います。

あとは、指定管理者制度の想定といいますことで、見込んだ料金体系ということなんですけども、これは全体を指定管理者1者に任せるということの意味合いでよろしいんでしょうか。まずその辺からお伺いします。

観光経済課長 ただいまの御質問でございます。1点目、全体の収入の見込み、また…いわゆる収支ということでございますが、こちらについては、産業厚生の常任委員

会のほうでいろいろと御意見を頂戴しているところでございます。推計といたしましては、数字がまだ委員会でもお示しをできてない部分でございます。ただ、従来どれぐらいかかっていたかというところは、委員会の中でもお示しをさせていただいておるところでございますけども。決算ベースでいきますと、平成30年度の決算で、ただいま申し上げた公園全体の関係ですね。収入が3,688万4,407円。西平畑公園全体の収入としてということでございます。今、御質問が全体ということでしたので、収入は全体でこういうことです。支出につきましては、5,521万8,074円でございます。つきまして、収支につきましては、マイナス1,833万3,667円という収支がございます。

こちらにつきまして、今回の改正でですね、どういった影響があるかということ、仮に今現在お示しできる数字で申し上げますと、まず入園料。こちらに関してでございます。こちら今、協力金ということで、皆様から協力をいただいている収入でございます。この協力金がですね、直近でございますが、令和元年度の桜まつりにおきまして、1,324万5,573円という収入をしておられます。協力金をいただいております。まず、これが1点。また、先ほど来御説明申し上げた各施設の占用使用料等々がございますが、ここは大きい、上限額の設定ですので、運用に関してはまたもう少し下めになるのかなというところもありますけども。中でも、ふるさと鉄道。ふるさと鉄道に関しては、大人…例えば100円料金が上がることで、年間の利用者の中で、100円大人の方からの徴収を上げるだけで、おおむね100万円程度の収入増が見込まれるところです。こういった部分を、当然今言ってるのは、収入のいい話ばかりしましたけども、支出のほうも鑑みまして、推計というのがより計数の整理ができるのかなというふうに考えてございます。

2点目でございます。指定管理については、全体か一部かという話でございますが、今回の改正につきましては、全般で御提案をさせていただいておりますので、公園全体を視野に指定管理者制度を導入したいというふうに、担当としては考えてございます。以上です。

11番 寺 嶋

全体的にはおおよそわかったんですけどもね。ただ、公園ということで、この全体施設もですね、地方自治体の全体の持ち物ですからね、民間の考え方で

いくと、確かに赤字だから、ある程度料金をね、取らなきゃいけないみたいな、そういう感覚ではね、やっぱりちょっとおかしいのかなと思います。公の施設ということですからね。やっぱりなるべく、そういうことですね、見たら、今度の中身はですね、今駐車場、1,000円と500円ということを取っております。子どもの館も一応は有料になっておりますけども、新たに入園料、それから入館料、使用料ということで。これで結局今ほとんどない段階にね、新たにこういうことで負担を…料金をね、設けるといことは、相当な来園者の負担増になるということなのでね、私はちょっとこの辺はいただけないと思います。ですから、来園者の負担増を考えた場合ですね、どのように考えているのか。負担をね、ある程度していただくというのはわかりますけども、その考え方。

それからハーブ館ですけどもね、今度新たに1か月単位で14万円ですか、使用料。この根拠というのは、どのようになっているのでしょうか。その辺についてお伺いします。

観光経済課長

ただいま御質問3点ほどかと思えます。1点目。まず、民間に指定管理委託をした場合に、料金的なもの、民間の当然経営の中でどうなのだというお話かと思えます。こちらに関しましては、まず指定管理の考え方の原則に立ちますと、当然民間の方をお願いする際は、サービスの向上ということが、利用者へのサービスの向上、これがセットになろうかと思えます。サービスの向上というところに納得がいただければ、当然お金を払う方もやはり厳しいだろうというところでありまして、サービスの向上がセットとなっていた場合の民間の収支だけを抱えるのではなくて、というところが大事なのかなというふうに思っております。

2つ目。来園者の負担増ということも答えは今のところと相通ずるのかなと思えます。当然、その負担をするに当たって、それに見合うサービスがなければ、お客様は来ないものというふうに考えております。当然、今言ってるのは、仮に指定管理者制度のお話でございますが、指定管理者制度、当然議会の議決を賜らなければ指定管理者が決定するものではございません。この議会の場におきまして、当然、出てくる指定管理者からの提案内容、収支計画、今言った利用者の負担に関しても明らかにした中で、皆様に御審議をいただくものと考

えております。そういった中で、そのバランスをですね、しっかりと取らせていただくことができるのかなど、このように考えてございます。

また、ハーブ館の最後、3点目ですね。14万円という根拠でございます。例えばの話で恐縮なんですけども、駅前ですね、いろいろな物件の金額も調べたりしました。そういった中で、例えば20坪ぐらいで、駅前の物件でですね、大体12万円ぐらい。月12万円ぐらいというのが家賃の相場というふうに…すみません。ちょっと少ない根拠ながら調べさせていただいたことがございます。そうしますと、ハーブ館のレストランは30坪。約100平米でございます。そうしますと、そこら辺でバランスは多少取れるのかなというふうに、試算の根拠としては、そこら辺を参考にしながら検討したものでございます。

11番 寺 嶋 根拠はわかりましたけどね。あとはですね、時間貸しの時間単位の使用料ね。確かに今回示されていますのは、入園料とか入館料、あるいは使用料はね、限度額なんですけども、1時間1万円というのはね、いくら限度額といえどもね、これはちょっと来園者の感覚と私の感覚ではね、高すぎると思います。仮にですよ、教育施設と比べると、ちょっと比べることはいいのかどうかわかりませんがね、教育施設は大体ね、文化センターとか。公民館はもっと安くなっていますけども。文化センターだって、大体そんなに3分の1ぐらい、1時間当たりね、割返したらなっておりますけどもね。ですから、私はね、この限度額1万円というのは、やっぱり半分ぐらいにね、やっぱり抑えると。これはサービスということね。これは1万円はちょっと私は納得できませんので、もっと下げるということを、5,000円ぐらいに下げるということをね、していただくという提案です。

そういうことでありますのでね、ぜひ。それから、周知期間が必要だということなんですけどもね。ただ、この条例を公布の日から施行するということで、周知期間は全く今までの説明ではね、なかったような気がするんですけども、この周知についてはどのようにお考えでしょうか。それをもって私の質疑を終わります。

観光経済課長 ただいま頂きました周知期間でございます。こちらの条例、確かに読むと、公布の日からということではございますが。例えば、公園内には駐車場という

施設もございます。同一の条例の中ではございますが、その駐車場についても本来は使用料を徴収するということになっております。ただ、その使用料を徴収するということをしておりますのは、イベントの期間等に今限定をさせていただいておるところです。当面、こちらのその条例の考え方の入園料という形はですね、まず直営ということ考えた場合には、この公布の日からすぐに毎日公園に来たから入園料を頂くという話にはするつもりはございません。そこは運用の中です、徴収をする時期を限定するように、条例の中の運用をうまくさせていただいて、今現在考えられるのは、すごい簡単に申し上げますと、従来のところからいけば、桜まつりというふうに考えておるところです。

町 長 寺嶋議員にお伝えをしておかなきゃいけないこともあるので、ちょっと私のほうから補足をさせていただきます。議員が議員でないときにですね、こういう歴史があったということで御認識いただければと思います。過去に指定管理の期間が切れて、次の指定管理に延長するというようなことで、そのためにサウンディングということで、既存の指定管理の業者さんに、これから継続してやっていただきたいという思いがある中で、どういった条件だったらどうだという話をしたところですね、議員…企業さんとしては、今の収入。その当時の指定管理料600万円ではやっていけないということでした。それはもう報告もあったかもわかりませんが、そういったときがありました。そのときに、議員の皆さん方にお諮りしたのは、駐車場料金を桜まつりのときだけ500円から1,500円に上げさせていただきたいというふうに条例を我々のほうが提出しました。結果的に、修正議決ということで1,000円ということに、上限ですね。上限1,000円ということになったことに伴い、企業側としてのメリットがないということで、指定管理業者さんが御意向的なところへ当てはまらないで運営できないということで、手が挙がりませんでした。そこから松田町が直接、直営というふうな道に行かざるを得なくなったということが、現状に至るところです。途中、昨年も指定管理料、例えばゼロというふうなところの場合に、どういうことか、提案者があるかというようなことのサウンディングと募集もかけたところ、やはり手も挙がってこなかったと。しかしながら、興味を持っている企業さんが2つほどありました。やはり魅力ある場所です。ただ、

今の料金設定では、とても手を挙げられるような状態じゃありませんというようなことです。

ですから、今回の数字の根拠等々は、各今課長から話ありましたように、今の現状のままでは、町が毎年約2,000万ほどの赤字を背負うことを見て見ぬふりをするというわけには、私的にはいいと思ってません。ですから、先ほど議員がおっしゃるように、町民の公園としての利活用については、我々としても無料だということを前提に事を提案をしてるところでもございます。できましたら、町民の方々にも納得いただけるような利活用をすることによって、サービスの対価として受益者負担ということで御負担をいただく部分はあるかもわかりませんが、今のままでは、それ以上のことをやればやるほど町民負担が赤字になってしまうといいましようかね。今このコロナとか、こういったことがあつてるところを予測したわけじゃないですけども、こういったときに、このままあそこに毎年毎年同じような格好でお金を投入していくかということ、ちょっと将来、松田町大丈夫かというふうな思いも、正直あります。ですから、そういった点では、あくまでも上限ですけども、指定管理業者さんがいなくても、町が責任を持って運営していくためには、上限として一応やってるだけで、今のまま桜まつり、例えば入園料取りますというふうなことでも、500円取れないですよ。今のままでは、300円…今200円ですよ。200円取ってる。ですから、そういったところで、あとプラス100円とか50円とかということがあるかもわかりませんが、そういった、やっぱお金を払う側の対価といいましようかね。納得できるようなイベントにするためには、これは受益者負担の原則は、少なからずあろうかというふうに思っておりますので、そういった観点で、指定管理が来るのを大前提ではないということです。来なくたって、我々はやっていかなきゃいけないです。ある以上。閉鎖するわけにいかない。それは、しっかりと我々の思いだけじゃなくてですね、条例の中に入ってるメニューとして御理解いただければというふうに思っております。以上です。

11番 寺 嶋 町長の答弁ありましたけどね。これに関してね、町長の意気込みは一応わかりましたということで、質問終わります。

6番 井 上 3点か4点ぐらいあるんですけども。まず1点目は、町のほうのですね、



法制執務の担当者のほうにお伺いをしたいんですけれども、この議案第32号の  
ですね、松田町公園条例等の一部を改正する条例ということで上程されました  
が、内容的に見ると、松田町公園条例と子どもの館、ハーブ館、自然館。これ  
をですね、一括で上程をされたというところの判断として適当であったのかと  
いうところをですね、お伺いをしたいと思います。例えば、似通っているよう  
なですね、松田町の条例の中で、例えばさまざまな基金…財政調整基金をはじ  
めとした基金条例なんかはですね、例えば名称を改正するとか、何かそういっ  
たもので同じような内容のものが列記されているところを一括で改正するとい  
うふうなことは想定できるんですけれども。今回ですね、それぞれの条例の一  
部改正を一括でされるとですね、私もこれについては賛成だけど、これにつ  
いてはちょっとどうかなというところを感じるわけなんです。ですので、ま  
ずは法制執務担当のほうとしてですね、こういうふうな複数の条例をですね、一  
括上程されるということの考え方について1点お伺いをします。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。我々もいろ  
ろ資料とか、法制執務の中でいろいろ調べた結果ですね、同一趣旨であるもの  
は一括上程して良いということの結果のもとに、今回上程をさせていただいて  
おります。

6 番 井 上 同一趣旨であるということですが、これはですね、例えば公園条例の  
ほうは様々な条例改正があつて、あとはですね、例えばハーブ館等は、先ほど  
町長のほうの説明もありましたけれども、やはり指定管理を念頭に置いた財源  
的なものを補填するための条例改正と。あとは、消費税等が3%から10%に上  
がったことによる改正というふうにはですね、ちょっと様々なものが含まれて  
いてですね、とても同一趣旨とは思えない。同一趣旨というのが、場所的なで  
すね、西平畑公園内というふうには、ある施設等に限ってというふうなね、限定  
をされるかどうかの考え方によるかもしれませんけれども、ただ内容的にはで  
すね、ちょっと違うのではないかなというふうに思いますが、同一趣旨の説明  
というのを、再度説明をお願いします。

参事兼総務課長 今回内容的には、料金改定を含めたということがありまして、その中で同  
一趣旨という判断をさせていただきました。以上です。

6 番 井 上      じゃあそれはですね、一旦置いておきまして、私としてはちょっとこの4条例ですね、本当に…これは賛成できるけど、これはちょっと首をかしげるかなというふうなところもあるということで。そうするとですね、全体を一つの採決をするときに、どちらにしたほうがいいのかという判断が迷うところがあるということですね、言わせていただきます。

2点目といたしましては、松田町の公園条例です。公園条例の冒頭にどういったことが書かれているかというところでですね、「この条例は、町立公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」というふうに、第1条でうたわれております。なので、ここですね、桜まつりのときの協力金をですね、入園料に置き換えてしまうと。ただ、第22条のただし書きの中で、町民及び町以外の者で町内に在勤する者は免除するというふうなうたわれていますけれども、これが公共の福祉の増進に寄与するのかというところですね、担当課長の判断として、公共の福祉というのはどういうものかというのはですね、私も昔ですね、中学校の頃に、憲法の勉強なんかをしたときにはですね、出た話だというふうには思ってますけれども。町外の住民というのは、この公共の福祉の枠から外しちゃって構わないのかというところ辺りですね、担当者の説明をお願いをしたいと思います。

観 光 経 済 課 長      ただいま御質問いただきました、まず1点目でございます。公園条例の目的を御説明をいただいたところです。こちらにつきましては、今現在、産業厚生常任委員会の中でも、公園の定義、意義とは何ぞやということから問いかけを頂戴したところでございます。いわゆる、公園というものをいろいろひもときますと、人々のレクリエーション空間、良好な都市景観の形成、いろんな目的が、いわゆる公共の福祉と言われる定義がございます。

こういった中で、まず西平畑公園というのは、公園、いろいろな施設含まれてございますけれども、一つ、公園機能として、公共の福祉というのはしっかり目的、意義として整理をさせていただいてございます。公共の福祉に寄与する…負担の公平性のお話もちょうと頂きましたけれども、一つとしましては、この公園に対しての支出が先ほど町長からの御説明もあったように、多額の費用が投入されて、特にそれを大きく担っているのが、町民の方に担っていただいて

いるところです。じゃあ、町外の…町民がまた町外に行ったときはどうかという議論も当然にあるのは承知はしてございますが、やはり、通常の公園と比べて、金額的に負担している割合というのが高うございます。そうしたバランスの中で、私の中では町外から来る方に関しては、全部では当然ないんですけども、一部負担をしていただけたらなという思いで整理をしてございます。

6 番 井 上 財政的な部分というのは、なかなか松田町の小規模団体、小規模財政の中では話としては理解できますけれども、そこがですね、考え方ですね。公共の福祉の増進というところで。この場合ですね、先ほどちょっと様々なところで運用でという話があったんですけども、今もう条例の運用で、例えばですね、公布の日から施行するのは運用で、実際に徴収するのは運用でやりますというふうな説明いただけてますけれども、それはあくまでも、執行者側の考え方であってね、今は、もう例えば公布の日から施行するのであれば、議会側としては、例えばもうここで…例えば7月1日に公布されたら、7月1日から有料化になるんだというふうな理解しかないわけですよ。そこを運用で半年先とか周知期間を求めるとするのは執行者側の考えなので、今ここでの議論の前提としてはですね、公布の日からやるのであれば、そこからもう有料化になると。例えば、この公園の入園料についても説明の中では、例えば桜まつり期間に限って運用するので、じゃあ、だからこの条例は通してほしいというふうなね、論拠は出てくるかもしれないんですけども、それは違うと思いますね。もうここで条例化されれば、また、まして、例えば指定管理をされるのであれば、もう指定管理者はそこで取れるというふうに条例で規定されていけば、もう通年を通じてね、取りますよというふうな考え方を持つかもしれません。

その中でですね、一つ教えていただきたいんですけども、公園の中の、例えば西平畑公園の場合には、ふるさと鉄道の乗車料というふうなところでの有料化というのは、ほかのところの公園の中でもですね、あると思います。そういった施設を利用すること、特定の人たちが利用する部分は有料ですけども。でもね、公園というのは、基本的にはほかのところへ行っても入園料を取るというのは公立の公園ではほぼないのではないかなというふうに思いますが、そういう事例があればですね、教えていただきたいというふうに思います。

観光経済課長　ただいま、公園に関しては無料が原則だというお話を頂戴しました。すみません。ちょっと調べる内容は多岐にわたってはおりませんが、例えば、湯河原町の幕山の梅ですかね、の関係におきましては、今考えておりますスキームと同様の期間に入園料を頂くという形を取っているというふうに聞いてございます。

6 番 井 上　わかりました。そういった事例もあるということですが、数が少ないのではないかなというふうには思います。

あとですね、先ほど11番議員のほうの質疑の中にもあったんですけども、ここで4条例を出す…全条例を一括でやるかどうか適当かどうかというのはちょっと置いておきまして、全体のシミュレーションをですね、ここで出さないということの中で、まずその前の前提ですけども。子どもの館とですね、自然館の入館料の記載がありますけれども、それぞれ300円、500円ですか。これについては、松田町民とか松田在住・在勤者の適用除外というのではないというふうに読んでよろしいのでしょうか。

観光経済課長　ただいま御質問いただきました入館料、2施設に関してでございますけども、条例上の明記はございませんが、先ほど御説明したとおり、規則のほうで原則無料とするような規定を設けたいと、担当として考えてございます。

6 番 井 上　ちょっと公園条例だけですね、公園条例の中で、22条でそういう規定が、免除規定がありますよね。それを規則で設けるというのは、ちょっと適当ではない。もし設けるのであれば、そういった規則をですね、ここで掲示していただかないと、じゃあ、私たちはどういうふうにな、判断をすればいいのか。先ほども言ったように、運用とかですね、規則で管理するという問題ではなく、町民に直接ですね、影響が及ぶかもしれないことであると思います。そこはですね、ちょっと規則で適用除外を規則で設けるというのは、整合性が、松田町公園条例とのですね、整合性が取れないということで適当ではないというふうに、私は思います。

また、最後になりますけれども、先ほど11番議員のほうで、収支についての質疑がありました。その中でですね、やはり、今の自然館とか子どもの館がこのままの条例であれば、全員ですね、利用者については、その入館料を徴収す

るというふうに、これから読めるわけですね。そうすると、その中で、収支のシミュレーションとしてですね、利用者の減少というところがですね、どの程度見ているのか、それらのシミュレーションを示されないで、先ほど全体で経費としては1,833万円ぐらいの赤字だという説明がありまして、それに対して、桜まつりの協力金だけで1,300万あるというふうな話ですけどもね、ちょっとそういうふうな、今までの実績等を踏まえた中で、今後の有料化に伴う利用者数の減額プラス利用料の増収分、そういったものを示されないとはですね、ちょっとここで判断を求めるといのは、大分、この条例の適否のですね、判断を求めるといのは適当ではないのではないのかなというふうに思います。産業厚生常任委員会のほうでも勉強会をやられてきたという中でですね、大分、時間はあったんですけども、それにしても、まだ出されないということで、その辺の説明をお願いをいたします。

観光経済課長　　ただいま、シミュレーションのお話ありがとうございました。まだ示されないことに関して、すいませんちょっと間に合ってなくて、大変恐縮でございます。ただ、産業厚生常任委員会の中では、先ほど申し上げたように、まず公園の、その西平畑公園の意義、役割、こういった基礎的な部分から御議論を積み重ねていただいております。そして、例えば、その公園の木のまた付加価値的な地域振興機能ということで1回整理をしておりますけども、こういった議論も、ある程度、御理解をいただけてるのかなというところまでは来てございます。その先のシミュレーションにつきましては、担当のほうでも、今、少し準備を鋭意進めておりますので、できる限り早くお示しをしたいと、そして御議論を賜りたいと考えてございます。以上です。

6 番 井 上　　じゃあ、それが出るまでは、一旦結論としては出せない。議会のほうもですね、そういったものが出されなければ、じゃあ、どうなるんですかと。財政的には同じなのかね、プラスになるのかマイナスになるのか分からないと、議会としてもね、結論は出せないのではないかなというふうに思います。以上で終わります。

議 長　　ほかにございますか。

4 番 平 野　　すみません、当該委員長なんですけれども。委員会の中でいろいろな、また

付託になって話をしていくんですけど、先ほど井上議員がおっしゃったように、結構時間をつくりながら議論をしてきたつもりなんですけど、ほとんどというか、全然最初に全協とかで提案されたままの形で提出をされたということで、やっぱり委員会での何か、いろんな話はどこに行っちゃったのかなというのが、ちょっと正直なところなんです。

あとは、もう一つ気になっているところが、委員会でもちょっと1回問題になったんですが、コロナ禍でいろいろと各議員もそれぞれ人に会っていろいろな意見を聞くことがなかなかできない中で、パブリックコメントみたいなことはしないのかというようなことも、ちょっと声が上がったんですけども、それもないまま上程されてしまったので、これから委員会預かって議論をしていく中で、これはなかなか大変なことになるなというのが正直委員長としては思っているところなんですけど。これまでの、そういった議論の経緯をどの辺に盛り込んで上程されてきたのかというのを、もう一度伺えますか。

観光経済課長 産業厚生常任委員会では、様々な御意見をいただいてきてございます。今回の議案の中のどこにという部分でございまして、大変恐縮でございまして、その運用面のお話を何点かさせていただいたところでございます。あと、その条例上の明記としては、全員協議会でお示ししてきていたところから、入園料に関しては、町民の方は無料とさせていただくというような規定を、まず加えさせていただいたところ。そして、繰り返しになりますが、運用面に関しては、当面、その委員会での御議論も踏まえまして、町として考えている、直営としてできるということに関しては、先ほど町長からも御説明をいただいたところかというふうに思っております。また、パブリックコメントの話も、確かに委員会の中では出ましたが、これにつきましては、その委員会の中でも、いろいろ意見があったように私は記憶をしておりますので、町民の方向けのパブリックコメントなのか、もう少し、来園者という観点からなのかというような御意見が、委員会の中であったように記憶をしているところです。以上です。

議長 よろしいですか。

4番 平野 パブコメに関しては、必ずしも有効ではないという意見も、あったものがあったんですが、それにしても、結局、この3月から今の時点に至るまでの委員

会の中での話というのを、なかなか町民には話して、ほとんどないんですね、私も。これから、だから委員会で預かった中で、町民の方には、興味がありそうだなという方には話をしていこうかなとは思っているんですけども、やはり、これはちょっと条例改正であっても、広く町民の意見を聞きたいところではあったものですから、なかなかこれはどういうふうに進めていいか、すごく悩んでいるところなんです。でも、こういうふうに上程されてしまうと、また、そこからパブコメを取るといって、この間の再エネのようなことになって、それもちょっと困ったなと思っているところなんです。ちょっとそのところが、出す前にいろいろと、どんなふうにしちらのほうで整理されたのかというのは、すごく気になっているところなんですけれども。

町 長 質問、相談ですか、質問ですか。

4 番 平 野 そういった議論はどういうふうにあったんでしょうか。

観光経済課長 答えが、ちょっとまた同じふうな感じになって恐縮なんですけども、当然委員会で出た内容というのを踏まえて、積み重ねはしてきています。ただ、前からですね、全員協議会を通じてなり、スケジュールを議員の皆様にもお示しさせていただいている中で、このスケジュールをしっかり踏んでいきたいというのが、まず、担当としての思いでございます。ただ、当然、議会に提案させていただくというのは、いろいろな御意見があることも承知はしておりますので、簡単にといい方は大変恐縮ですけども、いろんなまだ御意見をこうやっていただくんだなという覚悟のもと、提案をさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

町 長 平野委員長さんには、本当にこの3カ月間、コロナの状況の中ですね、産業厚生委員会ということで、いろいろ御議論をいただいていますこと、まず感謝申し上げます。本当ありがとうございました。私も、委員長と同じように、3か月間一体何をしていたんだというふうに思っているところも、実はなくはないです。なくはないです。しかしながら、このハーブ館もそうですし、文化センターもそうですし、いろいろと松田町の今後の行く末を見た中で、財政推計を相当時間をかけて、いろんなことやってきた記憶があります。それは私だけじゃないと思いますけども。そういった点でいくと、こういった課題に…課題

といひましようかね、こういつたことについては、我々から提案がないと議論にならないかという部分は、いささか、議員さんと我々が両輪だというふうな、よく話があつたりだとか、いろんな我々の失敗をもとにですね、反省しながらやっけていく中で言うと、お互いにいろんな議論をしながらやっけていかなきゃいけない。まさに能動的にですね、受動的じゃなく、言われたことをやるんではなくて能動的に、お互いで提案をし合つて、どうすればいいかというのをやるべきことであるというふうに思っています。ですから、このコロナ禍の状況であつてもですね、こういつた議論は尽くされるべきだと思いますし、今回この議案を出させていただいたから、これですぐ今日、明日認めるというようなことなんかは思っていないところもあります。ですから、委員会のほうに出させていただいて、先ほど井上議員からもありましたように、様々なまだまだ足らなかつたと思われるような説明責任を果たすための準備をですね、しっかりとやっけていくような時間を頂きながら、しかるべきときにですね、皆さんと同じ意見の中で合意を求め…できたらなというふうに考えておりますので、その節にはよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 よろしいですか。（「はい」の声あり）ただいま議題となつています議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会へ付託したいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よつて議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会へ付託の上、審査することに決定しました。産業厚生委員会は審査をよろしくお願ひいたします。

議 長 日程第4「議案第33号令和2年度松田町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第33号令和2年度松田町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度松田町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,058万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億



8,399万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第33号令和2年度一般会計補正予算(第5号)について御説明をさせていただきます。

初めに4ページ、第2表地方債補正の変更でございます。起債の目的につきましては、交通安全施設等整備事業といたしまして、新松田駅南口駅前広場整備事業の町道5号線において、国庫補助金の内示額の減少及び起債計画の提出に伴い、ここで起債額を4,500万円増額し、限度額を1億1,200万円に変更するものでございます。本年度の事業として実施するため、ここで記載計画書を提出し、支出の平準化を図るために、地方債の補正を行うものでございます。

またですね、国から内示があった国庫補助金、いわゆる社会資本整備総合交付金につきましては、他の補助金の事業、いわゆる他市町村で行っている事業全体で、残額、執行残額が見込まれた場合につきましては、国庫補助金の増額がありますことを申し添えて報告とさせていただきます。

それでは、10ページ、11ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。まず、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の企画費補助金になります。地方創生推進交付金262万9,000円の増額補正でございます。県西地域活性化プロジェクト推進事業で実施してきたYHV事業等によるもので、2分の1の補助事業となります。内容につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1弾といたしまして、国の交付限度額6,332万7,000円を増額補正するものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が交

付の対象となります。町では、補正のですね、一般会計補正の第2号における事業とですね、補正第4号の事業費をこの補助金を活用します。

次に、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金21万8,000円でございます。こちらにつきましては、児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備に伴うシステム改修費3分の2の補助事業でございます。

続いて、児童福祉費国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、この中に2つの事業がございます。1つがですね、3歳児受入れ連携支援事業補助金といたしまして113万7,000円でございます。2分の1の補助事業となります。内容につきましては、松田さくら保育園と小規模保育所のなのはな保育園との連携、いわゆる交流や研修等に伴う補助事業でございます。2つ目といたしましては、保育環境改善等事業の補助金90万9,000円を補正するもので、こちらは10分の10の補助事業となります。この事業につきましては、同じく、さくら保育園となのはな保育園に配布する子供用のマスク、また消毒液等の購入経費を補助するもので、この2つの事業合わせて総額204万6,000円を補正するものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金につきましては4,694万6,000円の減額補正をするもので、新松田駅南口駅前広場整備事業の町道5号線国庫補助金の内示があり、当初予算に対して交付金を4,694万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金、教育費補助金の小学校費国庫補助金の学校臨時休業対策費補助金で17万2,000円の補正でございます。また、中学校費国庫補助金については3万9,000円の補正を行うものでございます。こちらにつきましては、新型コロナ対策の感染症の影響を受けている学校の臨時休業に伴う給食用の食材費の補助でございます。補助率は4分の3でございます。この内容につきましては、文科省の臨時休業に伴う学校給食の休止への対応としまして、保護者の負担とならないよう学校施設者に食費を返還するために要した費用に対し、国が4分の3補助するものでございます。

続きまして、県支出金、県委託金、教育費委託金のかながわ学びづくり推進

地域研究委託金といたしまして46万1,000円の補正でございます。補助率につきましては、10分の10の補助事業でございます。内容につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

続きまして、寄附金になります。まず、一般寄附金のふるさと応援寄附金400万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症総合対策を目的に始めましたふるさと応援寄附金で、歳出につきましては、返礼品の委託料、また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品の購入に要する経費に充てるための増額補正となるものでございます。

次に、一般寄附金300万円の補正でございます。令和2年4月に町内事業者様から、また町とですね、連携している町外の企業様より、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、町の様々な取り組みや事業に対し、一般寄附を受けましたので、補正をするものでございます。

続いて、諸収入、雑入、雑入の公立学校情報機器整備費補助金については、GIGAスクール用の端末機の購入費として、歳出同額の1,251万円を補正するものでございます。

続きまして、諸収入、雑入、雑入、消防費基金収入については、消防団員退職報償金基金収入といたしまして341万2,000円の補正でございます。歳出で御説明しますが、分団長など7名の退職者報償金と同額の報償金基金からの歳入ということになります。

次に、諸収入、雑入、雑入の長寿社会づくり事業費交付金71万4,000円でございます。長寿社会づくりのソフト事業費の交付金として補助率10分の10の補助事業となります。

続きまして、12、13ページ、町債、土木債、交通安全施設等整備事業債といたしまして、南口駅前広場整備事業の5号線については、国庫補助金の先ほどの内示額の減少に伴い、起債対象額を4,500万円増額補正を行い、整備費の起債総額を1億1,200万円とするものでございます。

続きまして、14、15ページの歳出について御説明をさせていただきます。総務費、総務管理費、企画費の（5）ふるさと納税管理費でございます。委託料につきましては、先ほどの歳入額400万円に対しまして、その50%分の200万円

を返礼品代あるいは発送代などの、伴う委託料として増額補正するものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の財源補正につきましては、補正第2号の感染症総合対策の高齢者等移動手段確保助成金、いわゆるタクシー助成についての500万円の財源補正をするものでございます。

続いて、民生費、社会福祉費、老人福祉総務費（9）長寿社会づくりソフト事業につきましては、介護予防や地域の茶の間などですね、各種事業をですね、シニアクラブの種目と結びつけながら、さらなる育成を図るための事業となります。主に、歳入額同額の71万4,000円となりますが、そのための講習会やイベント開催経費、また、その施設用の備品等の購入費に充てるものでございます。

続きまして、児童福祉費、児童福祉総務費につきましては、感染症総合対策事業の子育て世帯緊急支援事業2,187万1,000円の財源補正でございます。こちらは、一般会計補正予算第4号の事業の、いわゆる高校生以下の子供を扶養する世帯に対し、飲食券及び商品券を配布する事業でございます。

次に、児童福祉費、児童措置費（1）の保育所運営事業でございます。負担金補助及び交付金の保育環境改善等事業補助金90万9,000円でございます。10分の10の補助事業でございます。こちらにつきましては、地域型保育事業所及び認可外保育施設において、いわゆる新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための、いわゆる子供用のマスクあるいは消毒等の購入経費に対するものでございます。1施設につき補助額が50万以内という事業でございます。町は2施設、松田さくら保育園、なのはな保育園で、令和元年度執行分が9万1,000円でございますので、この9万1,000円を差し引いた90万9,000円をここで補正するものでございます。

（2）の保育促進事業でございます。3歳児受入れ連携支援事業補助金でございます。227万5,000円の補正で、保育所等において、満3歳以上の子供の受入れを重点的に行い、小規模保育所なのはな保育園と松田さくら保育園との連携として、いわゆる情報共有また保育環境の整備、経営の効率化などに係る事業費に対する補助率2分の1の事業でございます。

(3) 児童手当事業につきましては、負担金補助及び交付金で児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備に伴うシステム改修費負担金32万8,000円で、こちらは3分の2の補助事業となります。目的につきましては、児童手当の申請に伴う情報連携としまして、他の市町村と連携に伴う事務費等の簡素化を図るための改修費となるものでございます。

続きまして、16、17ページの衛生費、保健衛生費、予防費、感染症総合対策事業の需用費、消耗品400万円の補正でございます。まず、歳入の先ほどのふるさと応援寄附金からの執行となりますが、こちらは医療用ガウン、いわゆる2,000着分の購入分として200万円でございます。また、補正第2号での予備費分が700万円ございましたので、そこからの執行といたしまして、今後見込まれる感染症総合対策に伴う、いわゆるマスクや消毒液等の消耗品に充てていくための200万円を補正するもので、合わせて400万円の補正をするものでございます。ふるさと納税からの執行の医療ガウンにつきましては、町内医療機関をはじめ、足柄上病院への配布を予定しているところでございます。

次に、衛生費、清掃費、塵芥処理費につきましては、補正第4号における感染症総合対策事業の指定ごみ袋の配布事業がございました。こちらの35万4,000円の財源補正でございます。

続きまして、農林水産業費、農業費、自然休養村管理費(1)一般管理費の委託料につきましては、まず、中津川河川清掃委託分をですね、今回の地方創生交付金事業、いわゆる農泊推進事業に置き換えて行うため32万8,000円を減額補正するものでございます。

その次にですね、(7)農泊推進事業でございます。委託料といたしましてYHV事業における地域資源のビジネスブランド化促進委託料といたしまして265万円を補正するもので、いわゆる交流体験イベントやその指導者の研修会の開催費、また交流体験を通じた運営組織づくりなどに係る経費を計上しております。さらにですね、ふれあい農園の環境整備に伴うイベント等の開催経費といたしまして35万円を計上しております。

次に、商工費、商工振興費につきましては、補正第2号での信用保証料等の補助、商品券発行事業、また移動販売事業拡充補助等、及びですね、補正第4

号では、感染症総合対策事業の中小企業・小規模事業者等支援事業や、また移動販売のさらなる拡充の補助など合わせて総額3,430万4,000円の財源補正をするものでございます。

続きまして、商工費、観光費、観光振興費委託料の遊歩道管理委託料161万3,000円を、今回の地方創生交付金事業の未病改善・環境保全イベントへ置き換えて行うため、減額補正するものでございます。

次に、その地方創生推進事業の未病改善・環境保全イベント委託料といたしまして225万9,000円を補正するもので、今回の補正額は64万6,000円の増額となります。

次に土木費、都市計画費、都市整備事業費の新松田南口駅前広場整備事業につきましても、起債計画の提出に伴い、ここで国庫支出金の減額並びにですね、地方債の増額の財源補正をするものでございます。

次に18、19ページ、消防費、非常備消防費の節、報償費でございます。分団長3名、副団長1名、団員3名、合計7名の退職報償金として歳入同額の341万2,000円を補正するものでございます。

続きまして教育費、教育総務費、事務局費、負担金補助及び交付金につきましては、学校臨時休業対策費補助金といたしまして、28万3,000円でございます。コロナ対策の感染症の影響による学校の臨時休業に伴う給食用の食材費の補助でございます。先ほども申したとおり、4分の3の補助事業でございます。

次に(11)になります、学校ICT推進事業の備品購入費でございます。ICT教育用の備品、GIGAスクール用の端末購入分といたしまして1,251万円を補正するものでございます。10分の10の補助事業となります。

次に(17)になります、かながわ学びづくり推進地域研究事業といたしまして、こちらは英語教育の推進をはじめ、事業の運営に生かすための指導や助言を頂くため、講師報償や消耗品等を含めて46万1,000円でございます。補助率につきましても10分の10の補助事業でございます。

続きまして教育費でございます。小学校費の寄小学校費、需用費の修繕料でございます。寄小学校屋内運動場受水槽の修繕料といたしまして、29万7,000円をここで補正をするものでございます。

予備費でございます。こちらにつきましては補正第4号可決後の878万9,000円にですね、今回の補正第5号での財源補正等を行い、総額は6,886万4,000円となります。このうちですね、補正第2号でお認めいただいた、新型コロナウイルス感染症に係る予備費700万円がございました。この700万円のうち、今回ここからですね、先ほどの消耗品に充てる分200万円が支出を予定しておりますので、予備費の総額のうち500万円がこの感染症総合対策に係る予備費となりますことをここで御報告をさせていただきます。

続きまして20ページにつきましては、地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上、一般会計補正予算（第5号）につきまして、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

6 番 井 上 2点ですね、お伺いをしたいと思います。まず1点目は、新松田駅南口の駅前整備事業で、財源補正で国庫補助金から起債へということで4,500万円の補正が行われております。これは毎年ですね、国庫補助金と起債ということでやっておられます。これの新松田駅南口広場整備事業の今年度の見込み、今年度以降のですね、見込みについてお知らせいただきたいと思います。

続きまして17ページの中で、自然休養村の管理に要する経費の中で、農泊推進事業がございます。これはですね、300万円で2分の1国庫補助金の事業ということですがけれども。中津川の河川清掃の委託料というのは、どちらに置き換えをされたのか。先ほどですね、農泊推進事業の置き換えということですがけれども。どちらに置き換えをされたのか。また、ふれあい農園環境整備イベント委託料で35万円ございますけれども。これはこの清掃委託料をですね、置き換えられた事業なのか。そうでなければどういった内容のイベントを予定されているのか。その2点をお願いいたします。

参事兼まちづくり課長 それでは1点目の新松田駅南口につきまして御説明させていただきます。まず今年度ですね、の事業に関しましては、用地買収、物件損失補償、また工作

物等の調査にかかる費用を計上しております。しかしながらですね、御承知のとおり、御説明あったとおりですね、国庫のですね、内示率が40%ということで、昨年に引き続き起債を増やさせていただいて事業に充てるということでございます。進捗状況でございますが、このコロナの関係でですね、個別になかなか御自宅に御訪問するということが難しくなっておりますけども、時間を置きながら地道に用地交渉をしていきたいと思っております。また今後につきましては用地取得出来次第、工事を進めていくということでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。

観光経済課長 それでは2点目の御質問でございます。17ページ記載がございます中津川河川清掃委託料、32万8,000円の減額は、組み替えはどこかというお話でございますが。こちらにつきましてはですね、その下の観光振興費のほうの委託料でございます未病改善・環境保全イベント委託料、こちらのほうと一緒に合算されるというふうに考えていただければと思います。いわゆる地域にお願いをしている清掃の委託につきましては、従来単独で、町単独で支出をしておりましたが、ここでこの未病改善と絡めていく中でお認めをいただきましたので、こちらのイベント…イベントというか環境保全イベント的な草刈り事業として一緒にしてるということでございます。

もう1点、ふれあい農園の関係でございます。こちらについては、その上のほうのですね、委託料の中で、環境整備イベント、35万円というふうに記載がございますが、内容といたしましては、農泊事業、地域でいろいろ団体も活性化してる中でですね、そのフィールドの一つとして、あそこの農園が今なかなか借り手もなくて厳しい状況もありますので、その環境を少しでも改善できるようなイベントを併せて、この農泊事業と絡めてですね、環境整備でやるイベント委託料ということで考えてございます。以上です。

6 番 井 上 組み替えのほうはその下ですね。観光振興に関する、要する経費のほうに置き換えるということ、それは了解です。ふれあい農園の環境整備イベントというのはどういったものを予定されているのか、内容を説明をお願いいたします。

観光経済課長 こちらについては、今現在考えておりますのは、こちらの農園をですね、報徳農場さんに今お貸しをさせていただいて運用させていただいておるんですけど



ども、例えばなんです、大分有害獣の被害もいろいろあるとかですね、こういった課題をお伺いしております。そして利用者がどんどん減ってるという状況がありますので、利用者をさらに増やしていけるような、体験型の農園の整備を併せてやるようなイベントをですね、農園側とちょっと調整をして執行したいというふうに考えております。その際には、先ほど申し上げた農泊事業でいろいろ連動しておりますYHVの地域の団体の方とも連動しながら、工夫をしながら、ここは執行したいと考えております。

6 番 井 上 　　ちょっと補正予算としてですね、やはり議会にその審議を上程されるという段階ですね、まだ内容が決まっていないような事業は本来はですね、計上すべきではないかなというふうに思います。今後ともですね、補助金の申請等の関係もあるかもしれませんが、やはりイベント内容が今後決まるというふうな回答はですね、今後検討をしていただきたいと思います。以上です。

5 番 田 代 　　11ページをお願いいたします。11ページの総務費国庫補助金の企画費補助金、地方創生推進交付金、上段262万9,000円。これについては先ほど政策推進課長から17ページのYHVですか、これの2分の1補助だというふうに説明あったと思います。17ページを見てみますと、委託料、YHVに関する地域資源のビジネスブランド、これで265万ほどあるんですけども。これがちょっと2分の1というのが、どこに財源充当してるのはわからないので説明していただきたいということと、あともう1点、地方創生推進交付金についてはYHV関連やってるんですけど、これは今年度で終わりということによろしいでしょうか。まず2点をお願いいたします。

観 光 経 済 課 長 　　まず充当先でございます。ただいま申し上げられました11ページ目の262万9,000円につきましては、17ページ目ですね、新たに歳出として御提案をさせていただいております農泊推進事業300万円、そしてその下の観光振興に要する経費のほうの委託料の中の未病改善・環境保全イベント委託料225万9,000円、合わせて525万9,000円の2分の1ということでございます。

すみません、2点目が頭が飛びましたね。

5 番 田 代 　　2点目の質問と、あと最後の質問をちょっと。2点目の質問はこれ、YHV関連事業として、地方創生推進交付金頂いて、3か年、5か年とかでやってる

と思うんですけど。今年度、2年度が今年が最終年度でよろしいのかどうか。それがさっきの2点目の質問です。

それと併せてもう1点、今回答のあった観光振興費の委託料、未病改善・環境保全イベント委託料、225万9,000円に予算膨らんだんですけど。この具体的な仕事の内容が一切説明なかったんで、これについて詳しく説明をお願いしたいと思います。2点、以上でございます。

観光経済課長 大変申し訳ありません。最初2番目の質問でございましたYHVの事業につきましては、国の推進交付金、地方創生の交付金を頂いておりますのは、平成28から30年度にかけてでございます。その後につきましては、30年度重複をいたしますが、このYHVの事業の流れをうまくくんで、農泊推進事業ということで連動してるものです。ただ、YHV事業が全て国の事業で消えたから事業が終わってるわけではなく、地域での動きもございますので、県西地域の活性化プロジェクトの中で、YHVという名称を使いながら今回の補助申請をしたということで御理解をいただければと思います。

また、2点目の未病改善のイベントにつきましては、中身と申しますのが、先ほど御説明申し上げた…御説明というか、17ページ上に記載のございます中津川河川の清掃委託料、また遊歩道管理委託料。これが中身としては全て振り替えて、新たに未病改善・環境保全イベント委託料になったという御理解をいただければと思います。詳細は各団体等、ハイキングや河川清掃含めてございますので、ちょっと全部はあれなんですけども。基本的にはそのような考え方の、財源をうまくここで調整をさせていただいたという御理解をお願いします。

5 番 田 代 では再確認させてください。11ページの地方推進交付金。これについてはYHV関係は28から30年度で終了したよと。今度新しいメニューで、農泊メニューに乗っかって行っていると。要するに交付金を頂いて行っていると。その終了年度、教えてください。

観光経済課長 農泊推進事業に関しましては30年度、31年度、令和元年度ですね、こちらを合わせまして国の補助としては2年間頂戴したものです。ただ、先ほど来申し上げますが、YHVも農泊推進事業も、いつまでにその事業が終わるという概念はあまり持っておりません。

町 長 この事業が今年1年で終わりなのか、財源がどこからくるのか。  
観光経済課長 わかりました。すみません。じゃあ財源ということに特化して御説明でありますと、こちらの農泊推進事業、今回入れ込みましたのが、県西地域活性化プロジェクト。これは5年間の中の最終年度でございます、本年度が。今現在はそこまでで、はい。

5 番 田 代 今それを聞いたかったんですよ。今年度で最終ですよ。その中で今回の説明の中で、この地域資源の関係については、交流指導員の費用だとか、いろいろなイベント開催する経費だということで、もう最終年度なんでね、一般財を使わない、ある程度は使うんだけど、50%の補助を頂いて、大きな事業としては今年が最後だと思うんですよ。ですから実のあるものにしていただきたい。ある程度終着点に、出口に向かってるんでね、いい成果を上げていただきたいということです。

あとこれ、最後に理事者側にちょっとお願いするんですけど、かなり難しい予算書ですね、この補正予算って。聞いてて自分で一生懸命ね、前もっても勉強はしたんだけどね、財源が結構更正されたりとかで、補正で前回あったの財源補正もしてるんで、できれば全協あたりで1回、参考資料と一緒に説明していただくと、本会議の時間も短くなるのかなって感じしますので、そういったことでちょっと難しい内容、複雑な内容ですとね、そういったことで事前に説明または参考資料頂くとありがたいと思います。要望でございます。終わります。

10 番 齋 藤 1点だけお聞きします。19ページの教育費の中の学校ICT推進事業の備品購入で、これ、タブレットを買われるということだったと思うんですけど。1台が4万幾らっていう何かお話だったと思うんですけど、県の指定とかっていうことが出たんじゃないかなかったです。もしその辺の県の指定で、1台を指定されるのか、幾つか選択肢があってできるのか。その辺の内容をちょっとお願いします。

教 育 課 長 ここの補正につきましては、全員協議会で御説明させていただきましたとおり、令和5年度までのやつを前倒しして行うもので、4万5,000円を1台、上限として国の補助金10分の10ということで予定したものでございます。県の共

同購入というものに乗っかる予定でございますが、その機器に下さいといった指定は今のところございません。

10番 齋 藤 県の指定のものが安くできますよとかって話だったら乗っかってもいいのかなとは思いますが。こんなコロナ禍の中で、地域経済の中で、どこか町内で買えないのかとか、売ってるかどうかは知りませんが。何を予定されてるのか。4万幾らって言うと、今結構メーカーさん多数あると思いますけれども、結構地域というか一般に広く使われてる。ある、リンゴかじってるようなマークのメーカーさんとか、いろんなことがありますよね。その辺のこの買われるときに、あとその中にソフトが…ソフトは別な問題ですか。そこに何か教育用のソフトが組み込まれてるものも買われるという、入ってるものなのかどうかっていうところもちょっとお聞きします。

教 育 課 長 県が推奨するものもございまして、今のところ、今これを買うというのはまだ決定しておりません。OSにつきましてはマイクロソフト・ウィンドウズ10のプロと、グーグルクロームのOSというので、標準仕様にはそういったことで示されております。ソフトはこの中には入っておりません。

10番 齋 藤 今言ったマイクロソフトのOSとかグーグルとかの中身だったらいいということで、いう認識でいいですね。じゃあこれに関するテレビ授業、それを使ってWi-Fi、これから授業されるというような流れでやられると思うんですけど。今後、今言ったように、それらの必要なソフトも必要になってきますよね。その辺はこれ、買われてから、またこれ追加でそういったことを構築するために予算必要になってくるとは思うんですけども。その辺はどこまでこれ、考えられているのかということだけ、最後にお聞きして終わります。

教 育 課 長 今既存のソフト、Cラーニングっていうのは使っておりますが。あとは小学校はスクールタクトというのを使っていて、小・中学校はCラーニングというのを使っております。それは学校のライセンス、学校でライセンスを取るといったものでございまして、特に新たにソフトウェアを整備する計画は、オンラインの学習についてはございません。

10番 齋 藤 その学習の仕方っていうのは、中に設問とかあって、それでやる人が答えていく。誰か評価することもできる仕組みなんですか。それで今、たしかさっき

言った、オンデマンド式にね、学校の先生たちと対応できるように。この前、前のタブレットは教育長はカメラついてないんだよって言われてましたけど。今度はカメラ付きを御購入予定だとは思いますが、そういった形で今度オンデマンド式にやるとすると、また新たなソフトも必要になるとは思いますけれども。その辺まで見越したことをやっていかないと、また中途半端に買われるよりは、と思うんですけど。その辺の考え方があるのかどうかということだけお聞きしたいと思います。

教 育 長 このタブレットのほうは当然カメラ付きのものでないと、全ての児童・生徒のほうでオンライン授業のほうを進められませんので、これは最低条件で考えていきたいというふうに思います。あとソフトについては、ZOOMのほうで活用していきますので、そちらで新しいソフトとかそういうことは、無料のZOOMをうまく使っていくような形で考えてますので、今の段階では考えてません。

10番 齋 藤 わかりました。ただ、ZOOM無料ですけど、あれ、40分しか使えないんですよ。誰かが年会費を払って、1人だけが主催者になって生徒たちに発信すると、1時間でも2時間でできる仕組みになってると思うんですけど。結局は誰かが主催をしなきゃいけないって部分も必要になるとは思いますけど。その辺も今後考えていかなきゃいけない部分かなと思いますので、お願いします。以上です。

12番 大 館 5番、6番の質問に関連しますけれども。南口の駅広整備事業ですけども、始まって以来数十年たってるわけですけども、長引けば長引くほどこういう今回のコロナ問題とか、そういうものが含めて、国のほうでもどんどん補助金とか削られていく中でね、今回も相手があることだから分からなくはないんですけども、交渉が難航してる部分、直接会えないとかってことでね、まだまだ先延ばしになる可能性があるわけじゃないですか。延びれば延びるほど自己負担というかね、町負担が増えてくる。今回の4,000万のね、町債発行しなきゃならない事態になってるわけですから。もう本来であればとっく完成してですね、工事は終わってなくちゃいけないわけですけども。その辺をですね、やっぱり鋭意努力して、1年でも早く終了するような対応をしていただか

なければいけないのかなというふうに感じます。

それとですね、17ページの中津川清掃委託の委託料なんですけれども。この中津川清掃についてはですね、寄地域の3団体の協力を得てですね、もう二十数年続けているわけですよ。最初はただ植えただけで、サクラを植えただけで、こういう委託料も頂いてなくて、ボランティアで地域の住民が始めてからですね、ある程度年数がたってから、サクラが見られるようになってから清掃委託料がついたと記憶してますけれども。今度未病改善のほうに予算組み替えるというんですけども、これも期限があって終わるという先ほどの説明なんですけれども、その後の河川清掃の経費については、委託料については、どのような形でなるのか。これがなくなるのかとか。やっぱりあそこの清掃をするのは、観光資源を作り出すという意味が大きいわけですよ。雑草とは永遠の戦いですから終わることはないわけですよ。ですから、あそこに人が住む以上はずっと続く可能性があるんで、その終わりがあるような事業に組み替えをしてですね、じゃあその事業が終わったら次にもうなくなるのかっていう心配も発生するわけです。それとですね、3団体の寄振興会と自然休養村運営協議会、それから寄さくらの会、この3団体が中心になって、毎年2回清掃をやってるわけですけども、その人たちとの調整も必要なのかなと思いますけど。その2点をお伺いします。

参事兼まちづくり課長　それでは南口事業に関しまして御答弁させていただきます。御指摘のとおり、期間が大分長くなってしまして、皆様には大変御迷惑をおかけしているところでございます。今年度、南口に関連してですね、小田急電鉄と北口と南口をつなぐような橋上駅舎自由通路という予算をお認めいただいてですね、今協定を結ぶところでございます。そういった中で新たな南口の広場の展開がまた見られてくると思います。そういった中では、新しい補助金を導入して、補助率のいいものをまた選んでいくことによって、こういった国庫補助の金額が落ちないような努力を進めていきたいと。それとお金の面だけではなくてですね、地域の皆さんと一体となって、町も早期完成を目指すような努力をしていきたいと思えます。以上です。

観光経済課長　それでは、私のほうに関しましては、中津川のその清掃を含めた今後の展望

ということでございます。先ほどの質問、御質問を頂いたときに、補助金は今年度限りだという御説明をさせていただいたんですが、当然この清掃委託、地域でやっていただいている清掃に関しては、今後も続いていくのは当然承知してございます。補助金は、確かに地方創生の県西活性化プロジェクト、今年度で終わりますけども、次期のまた県西活性化プロジェクト、広域でやる動きもあるというふうに聞いてます。つきましては、財源確保という観点から、これは必ずしも取れるというものではございませんが、トライはさせていただいて、それがしっかり取れていけば財源も確保した中でこの事業を続けていただけると。仮にどうしても取れない状況があったにしても、それは従来の形に戻るのかなというふうに担当としては考えてございます。

あと、2点目、地域との調整をしっかりしなさいよというアドバイスにつきましては、当然各団体とですね、御連絡を今取らせていただいているところです。大体6月、もうすぐに始めるということもお伺いしております。今年はどうするんだという話がありますが、そこは、今年こういった補助を充てて、少し、衣替えというまでは当然言わないんですけども、イベント的な形でやるというのを含めてですね、御説明を今差し上げている最中でございます。地元の方々の作業にも影響しないように調整を進めてまいりたいと思います。以上です。

12番 大 舘 よく分かりましたけれども、この農泊というか、そういう事業について全く見えてない部分が多いわけじゃないですか。それも不安材料というか、そういうものもありますので、きちっとした計画とか、その実行団体はどういう人たちが集まってやるのかとか、その見えたものを、計画的なものを示していただければありがたいと思いますけど、その辺はどうですか。

観光経済課長 まず、地元の方に御説明するに当たっては、補助金の全体趣旨として、イベントというところでいろいろ御質問も頂いております。細かい計画で見せるというよりは、その従来やっていただいていることを一気に変えることは当然かありませんので、従来の形をとっていただきながら、そこに例えばハイカーの方とかですね、そういった方を募集して、一緒に作業をしませんかと、その中で地域愛も含めて育てていただきたいと。なるべくその地域に御負担をかける

ことなくですね、うまくそのハイカーの方も含めた交流関係人口づくりもちよっと視野にですね、進めていくというのが事業のスキームでございますので、そういった御理解を頂けるように努力いたします。

12番 大 館 趣旨はよく分かりましたけれども、やっぱり入込客そのものも参加してということは、すごいいいことだと思いますよ。その地域に愛着が湧くわけですからね、いいことだと思いますけれども、本体がぴしっとしてないと、どういう団体がかじ取りをやって、どういうものをやるんだということまできちっと計画されていないと、全く形が見えてこないという部分がこれ以前にもいろいろありますよね。ただ、建前だけはすばらしいけれども、結果として現れてこない部分があるので、ちゃんと計画も含めてね、それをきちっとやっていただければありがたいと思いますので、ぜひそうしてもらいたいと。

それから、やっぱり何年も続けてきた団体に対してですね、出席する人たちは全くボランティアでやってますから、やっぱり感情的にもそういうものもきちっと伝えていただければ余計励みになるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

観光経済課長 アドバイスを頂きありがとうございます。そういった点にも配慮しながら進めさせていただきます。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第33号令和2年度松田町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時15分といたします。

(11時06分)



議

長 休憩を解いて再開いたします。

(11時15分)

日程第5「同意第3号農業委員会委員の任命について」から日程第12「同意第10号農業委員会委員の任命について」までは、農業委員会委員の任命ですので、一括議題、個別審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、日程第5「同意第3号農業委員会委員の任命について」から日程第12「同意第10号農業委員会委員の任命について」までは一括議題、個別審査とすることに決定いたしました。

日程第5「同意第3号農業委員会委員の任命について」から日程第12「同意第10号農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

町長に申し上げます。一括議題としましたので、同意第3号は全文を読み上げていただき、同意第4号から同意第10号までは、同意番号と件名、住所、氏名、生年月日が続けて読み上げてください。

町長の提案説明を求めます。

町

長 議長から御指示いただきましたので、そのとおりにさせていただきます。

同意第3号農業委員会委員の任命について。次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田惣領2355番地。氏名、鍵和田功。生年月日、昭和22年8月31日。

令和2年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和2年7月19日をもって委員の任期が満了するため、提案するものでございます。

続いて、同意第4号。住所、松田町寄6430番地。氏名、古谷康。生年月日、昭和23年2月28日。

続きまして、同意第5号。住所、松田町松田惣領1782番地。氏名、内藤慶司。生年月日、昭和24年10月24日。

同意第6号。住所、松田町松田惣領251番地。氏名、遠藤春夫。生年月日、昭和11年5月9日。

同意第7号。住所、松田町寄5215番地。氏名、渋谷清司。生年月日、昭和25年7月30日。

同意第8号。住所、松田町寄1457番地。氏名、佐野晃一。生年月日、昭和56年10月4日。

同意第9号。住所、松田町寄2342番地。氏名、桐生千春。生年月日、昭和35年9月26日。

同意第10号。住所、松田町松田庶子929番地。氏名、吉田輝夫。生年月日、昭和25年9月28日。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑・討論を省略して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、同意第3号から同意第10号までは、質疑・討論を省略し、採決を行うことに決定しました。

それでは、質疑・討論を省略し、同意案件ごとに採決を行います。

同意第3号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第4号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第5号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第6号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第7号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第8号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第9号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第10号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13「報告第1号令和元年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長 それでは、報告第1号令和元年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和2年度へ7つの事業を繰り越したので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただき、総務費、総務管理費、町民文化センターE S C O事業に要する経費につきましては、工事箇所からアスベストが発見され、処理の準備作業や除去に時間を要するため、1億5,110万3,000円を繰り越したものでございます。

次に、民生費、災害救助費、災害救助事業につきましては、台風19号に伴う土佐原地内の住宅応急修理について、住居が半壊した1棟分の修理に時間を要したため、59万5,000円を繰り越したものでございます。

続いて、農林水産業費、農業費、農業振興対策に要する経費につきましては、こちらも台風19号の被害に伴い、国や県の補助メニューの被災農業者向けの経営体の育成支援補助事業を活用したことに伴い、令和元年度内の完了が見込めなかったため、100万9,000円を繰り越したものでございます。

続いて、土木費、道路橋梁費、道路新設改良整備事業につきましては、松田小学校入り口付近の町道3号線改良整備について、既存の建物等の工作物の解体後に整備を行うため、繰り越したものでございます。併せて、補償、補填等についても工作物解体の完了までに時間を要するため、総額8,061万円を繰り越したものでございます。

続きまして、橋梁長寿命化事業につきましては、長寿橋及び沢入橋の橋梁長寿命化修繕について、令和元年度の事業を継続し、早期完了を図るため、2,184万4,000円を繰り越したものでございます。

次に、教育費、教育総務費、学校ICT推進事業につきましては、町立の小・中学校における情報通信ネットワーク環境施設整備等、国の補助金を活用し、令和元年度事業として継続し、早期完了を図るため、3,506万4,000円を繰り越したものでございます。

続いて、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年度災害復旧事業の町道寄11号線災害復旧工事につきましては、令和2年2月に国の災害査定を行い、災害に係る事業費の決定を受けたこと、並びにですね、令和元年度分にですね、土砂の取り除いた経費分をここで差し引いた3,857万円を令和2年度へ繰り越したものでございます。繰越額の総額については、7件分で3億2,879万5,000円でございます。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第14「報告第2号令和元年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告書に基づきまして御説明させていただきます。

令和元年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてございま

す。地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和元年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告させていただきます。1枚おめくりください。

款、資本的支出、項1、建設改良費、事業名、神山配水池緊急遮断弁更新工事でございます。緊急遮断弁の製作と工法の選定に日数を要したため、今回3月議会でお認めいただきましたとおり、補正予算でお認めいただきましたとおり、予算を繰り越させていただくものでございます。

予算計上額、総額で1,911万6,000円でございます。支払発生義務額、これは請負額になりますが、1,760万でございます。総額といたしまして1,911万6,000円で、不用額は151万6,000円の不用額を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第15「報告第3号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、読まさせていただきます。

報告第3号令和元年度松田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。1枚おめくりください。

項1、事業費、項1、管理費、事業名、寄簡易水道施設更新工事でございます。これにつきましては、寄地区、寄萱沼地区にございます旧養鶏団地の方々に対する水道の新たな供給を目的とした工事でございます。いわゆる繰越明許の理由といたしましては、旧のですね、養鶏団地の方々には水を供給するための

ポンプの位置の設定に時間を要したこととでですね、台風19号の影響等により整備の機器の工事が集中したことにより、当初よりですね、ポンプの製造が遅れたことによるものでございます。

金額につきましては1,686万円でございます。財源内訳といたしましては、地方債1,510万円、一般財1,760万円を予定しているところでございます。

報告は以上でございます。申し訳ございません、一般財源、176万円でございます。

以上です。説明を終わらせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 追加日程第1「発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。平野由里子君。

4 番 平 野 発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月3日提出。提出者、松田町議会議員 平野由里子。賛成者、以下松田町議会議員の名前、大館秀孝、寺嶋正、齋藤永、中野博、南雲まさ子、井上栄一、田代実、内田晃、古谷星工人、唐澤一代、飯田一。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の拡大による住民生活への影響及び厳しい社会経済情勢を鑑み、政務活動に関わる経費を議員の自己負担とすることにより、政務活動費に関する特例措置として減額をするため、提案するものであります。

松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例。松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。附則を附則第1項として、見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則に次の1項を加える。新型コロナウイルス感染症の影響による政務活動

費に関する特例措置として。2、令和2年4月から令和3年3月までの政務活動費は、第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず交付しない。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。この後、午後1時から議会全員協議会を開きますので、大会議室に御参集くださるようお願いいたします。午後は常任委員会の時間を設けますので、各委員長の指示に従ってください。職員の皆様は、出席を求める場合がありますので待機をお願いします。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後は15時から再開いたします。15時、3時です。全協があつて、委員会があつて、その後この続きです。よろしくをお願いします。(11時35分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時30分)

休憩中に議案第34号「令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)」が町長より提出されました。

お諮りします。提出されました議案第34号令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、追加日程第2「議案第34号令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)」を議題とすることに決定しました。お手元の議事日程、追加日程第1の次に追加日程第2として追加をお願いします。

事務局は、議案第34号令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)を配付してください。

(議案配付)

議 長 追加日程第2「議案第34号令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第34号令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)。令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ241万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,641万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしくをお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第34号令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)について御説明をさせていただきます。

初めに、本件追加補正につきましては、子育て支援あるいは幼児教育環境の緊急整備を行うため、神奈川県よりですね、国の2次補正予算可決前ではございますが、取りまとめに伴う追加要望がございましたので、ここで補正をさせていただきますものでございます。

また、議会費の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による厳しい住民生活や経済情勢を鑑み、ここで政務活動に伴う経費を減額補正するものでございます。



それでは、8、9ページの歳入より御説明をさせていただきます。国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金の子ども・子育て支援国庫交付金特例措置分でございます。150万円で補助率10分の10の補助事業でございます。松田小学校、寄小学校での学童保育に伴う経費と、公共主体の子育て支援センター支援事業によるものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金の幼稚園費国庫補助金では、公立幼稚園等緊急環境整備費補助金といたしまして91万7,000円を補正するものでございます。幼稚園2園の施設において、感染拡大防止とに伴う消耗品等による補助でございます。

次に、10ページ、11ページでございます。歳出でございます。議会費の使用料及び賃借料、車両借上料につきましては35万5,000円及び負担金補助及び交付金の政務活動費交付金72万円を減額補正するものでございます。

次に、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の(11)感染症総合対策事業では、学童保育分の2施設、公共主体の子育て支援センターの子供用のマスク等の消耗品費等90万6,000円を補正するものでございます。備品購入につきましては、この3施設への空気清浄機を購入するための費用としまして59万4,000円を補正するものでございます。

次に、教育費、幼稚園費、松田幼稚園費及び寄幼稚園費については、歳入の公立幼稚園等緊急環境整備費補助金、同額の91万7,000円を補正するものでございます。こちらにつきましては、松田、寄幼稚園2施設、併せてですね、既に令和元年度執行分の8万3,000円を差し引いた91万7,000円を補正するものでございます。

予備費につきましては107万5,000円を増額するものでございます。

以上、一般会計補正予算(第6号)について、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号令和2年度松田町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、足柄上衛生組合議会報告を選出議員の中野博君より報告願います。

8 番 中 野 それでは、報告をさせていただきます。

去る令和2年3月26日に足上衛生組合議会定例会が開催をされました。付議事件と審議結果でございますが、議案第1号といたしまして、専決処分の承認についてでございますが、これについては、足上衛生職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは上位法に基づくものでありまして、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をされたものでございます。これは全員可決でございました。

議案第2号といたしまして、同じく足上衛生の任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。地方自治法の法律の施行に伴い制定するものであります。全員可決でございます。

議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、文言、字句の一部を改定するものであります。全員可決でございます。

議案第4号足上衛生職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。地方公務員法の一部が改正され、本組合もこれに準ずるものであります。全員可決でございます。

議案第5号令和元年度足柄上衛生組合一般会計補正予算について。主なものは執行残の少額補正のものであります。これについても全員可決でございます。

議案第6号令和2年度足柄上衛生組合の一般会計予算についてではございますが、主なものとして、前年対比約4,000万円ほどの減となりましたが、これは真鶴町、湯河原町からのし尿処理搬入が令和元年度3月31日をもって終了するための減額ということでございます。これに対しましても全員可決でございます。

議案第7号監査委員の選任については、後任者として中井町の雑色吉臣氏が選任をされました。これについても可決でございます。

なお、詳細につきましては、事務局に資料が置いてありますので、御高覧いただきたいと思います。以上です。

議 長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

次に、足柄東部清掃組合議会報告を選出議員の寺嶋正君より報告願います。

11番 寺 嶋 それでは、報告を行わせていただきます。

令和2年3月27日、松田町議会議長 飯田一殿。足柄東部清掃組合議会議員 寺嶋正、同じく井上栄一。

令和2年第1回足柄東部清掃組合議会定例会の報告を行います。会議日は、令和2年3月23日午前9時から大井美化センターで行われました。

日程第1、会議録署名議員の署名について。2番、3番。

日程第2、会期の決定は、3月23日の1日でありました。

日程第3、行政報告。昨年4月から本年2月までのごみの搬入状況について、総量は9,886.1トンで、前年比33.4トン減。このうち燃やすごみは8,732.1トンで前年度比36.2トンの減、不燃物は793.5トンで前年比6.9トンの減となり、3町とも減少傾向にあります。以下、次のようになっております。

日程第4、議案第1号足柄東部清掃組合のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。会計年度任用職員制度導入に伴い所要の改正が必要となったため提案するものであります。結果は賛成全員、可決されました。

日程第5、議案第2号令和2年度足柄東部清掃組合一般会計予算について。当初予算の概要は、総額3億5,770万円で、前年度比1,510万円の増となりました。歳入では3町の負担金が2億6,830万円、使用料及び手数料が5,605万5,000円、繰越金が2,300万円、諸収入が827万5,000円を見込む。以下は次のようになっております。この1,500万円の主な増となった要因は、中長期のごみ処理計画作成と工事請負費の増額であります。審議結果、賛成全員で可決されました。

以上で報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で足柄東部清掃組合議会報告を終わります。

議 長 日程第17「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議 長 以上で、本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議ありがとうございました。2日間にわたり御苦労さまでした。(14時47分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 2年 7月30日

松田町議会議長 飯 田 一

署名議員 2番 古谷 星工人

署名議員 3番 内 田 晃